

第10章 計画の推進体制

本市では、天理市第6次総合計画との整合性を図るとともに、市民協働組織と庁内組織で構成される推進体制を構築し、国・奈良県・近隣自治体と調整・連携を図り、計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行いながら、本計画を推進します。

(1)市民協働組織

▼ 天理市環境連絡協議会

地域の連携と協働の場として、市民や市民団体、事業者、行政（市）など各主体の参加による「天理市環境連絡協議会」を設置します。本協議会は、各主体が環境に関する取組を進める上での問題点や課題などの情報交換と情報共有を行い、環境活動における各主体の多様な連携方策を検討します。また、本市の環境の保全と創造に関する施策や「さあ進めよう！プロジェクト」に関する事業の企画・運営を担うとともに、進捗状況をチェックし、より効果的な実施に向けた検討を行います。

○構成：市民や市民団体の代表、事業者の代表、学識経験者、行政（市）などで構成します。

▼ 市民・市民団体・事業者・来訪者

市民・市民団体・事業者・来訪者は、本計画を推進させるための環境保全活動に参加・実践する担い手です。市域の環境の保全と創造、地球規模で深刻な問題となっている地球温暖化を食い止めるための対策は、市民等の協力が不可欠です。

市民等は行政（市）が行う施策に協力ならびに意見・提言を行うとともに、天理市環境連絡協議会やNPO法人環境市民ネットワーク天理が行う呼び掛けに積極的に協力・参加します。

(2)庁内組織

▼ 天理市環境審議会

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者などに意見を求めることが必要であることから、天理市環境基本条例に基づき、市長の諮問機関として環境審議会が設置されており、引き続き公正な立場から審議します。

環境審議会では、市民、事業者、学識経験者が参画し、「環境基本計画」をはじめとする本市の環境の保全と創造に関する基本的事項および重要事項について調査・審議します。

具体的には、天理市環境基本条例で規定されている施策の基本方針の進捗管理や年次報告のデータ分析などについて審議などを行い、本市に対して意見・答申を行います。

○構成：市民、事業者、学識経験者など10人以内で構成します。

▼ 天理市環境管理委員会

本市の内部においては、環境問題についての基本的かつ総合的な施策を審議し、その施策の効果的な実施の推進を図るための庁内組織として設置した「天理市環境管理委員会」において、環境基本計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、計画の推進を図ります。

また地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく削減目標およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく毎年のエネルギー消費量の削減を達成するため、本市の政策的な取組を検討します。

○役割

- ・環境基本計画の進行管理
- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく毎年の削減
- ・施策の効果的な取組の検討
- ・各主体・各部各課の連携・調整
- ・各主体・各部各課の行動支援・普及啓発

○構成：市長、副市長、天理市環境マネジメントシステム推進組織要綱に基づく各部局長

▼ 庁内関係機関

環境管理委員会での指示事項を事務局と連携を図りながら各担当部署での環境施策を実践し、その実施状況を報告します。

○役割

- ・環境基本計画に基づく施策の実践
- ・地球温暖化対策庁内実行計画およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく取組内容の率先的行動と実践
- ・施策・事業の実施報告

○構成：各所属長（環境管理推進員）と所属する職員